

目次

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）	1
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（附則第五条関係）	17
○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（附則第六条関係）	18
○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）（附則第七条関係）	19
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）（附則第八条関係）	21
○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）（附則第九条関係）	24
○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第十条関係）	26

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四条）</p> <p>第三章 発信者情報の開示請求等（第五条―第七条）</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）</p> <p>第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務（第二十条―第三十四条）</p> <p>第六章 罰則（第三十五条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によつて権利の侵害等があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p>	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>第二章 （同上）</p> <p>第三章 （同上）</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によつて権利の侵害等があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第五条第三項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。

三 特定電気通信役務 特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。

四 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務

を提供する者をいう。

五 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

六 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。

七 侵害情報等 侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害さ

第二条（同上）

一（同上）

二（同上）

（新設）

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）を提供する者をいう。

四（同上）

五（同上）

（新設）

れたとする理由をいう。

八 侵害情報送信防止措置 侵害情報の送信を防止する措置をいう。

九 送信防止措置 侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置(当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置(第二十六条第二項第二号において「役務提供停止措置」という)を含む。)をいう。

十 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。

十一 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。

十二 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。

十三 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

十四 大規模特定電気通信役務提供者 第二十条第一項の規定により指定された特定電気通信役務提供者をいう。

第二章 損害賠償責任の制限

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ

(新設)

(新設)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

(新設)

第二章 (同上)

(損害賠償責任の制限)

第三条 (同上)

、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報等

を
示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置
を講ずる

よう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該申出に係る侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合

一 (同上)

二 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由 (以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置 (以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずる

よう申出があつた場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合

において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第四条（第十六条）（略）

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第三号に規定する発信者情報開示命令事件）」と、「中」とあるのは「（の記録中）」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第十八条・第十九条（略）

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第四条（第十六条）（同上）

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件）」と、「中」とあるのは「（の記録中）」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第十八条・第十九条（同上）

（新設）

(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの(以下「大規模特定電気通信役務」という。)を提供する特定電気通信役務提供者を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者(日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。)及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となつた者の延べ数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置(侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。)を講ずることが技術的に可能であること。

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通

信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2| 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3| 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4| 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によつては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

(大規模特定電気通信役務提供者による届出)

第二十一条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2| 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第二十二條 大規模特定電気通信役務提供者（前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2| 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。
- 二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。
- 三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者（第二十五条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。

(侵害情報に係る調査の実施)

第二十三條 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従つて侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があつたときは、当該申出に係る侵害情報の流通によつて当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

(侵害情報調査専門員)

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2| 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあつては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3| 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

(申出者に対する通知)

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて

て正当な理由があるときは、この限りでない。

- 一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき
 - 二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかつたとき
- その旨及びその理由

2| 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならぬ。

- 一 第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。
 - 二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。
- （送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができ、この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようと

-
- する情報の発信者であるとき。
- 二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき⁹。
- 三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であつて、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。
- 2| 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たつては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。
- 一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなつた原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
- 二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
- 三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。
- 四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。
- 3| 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を
-

講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

- 4| 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

(発信者に対する通知等の措置)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

(措置の実施状況等の公表)

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 第二十三条の申出の受付の状況

二 第二十五条の規定による通知の実施状況

三 前条の規定による通知等の措置の実施状況

四 前三号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項
(報告の徴収)

第二十九条 総務大臣は、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

(勧告及び命令)

第三十条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(送達すべき書類)

第三十一条 第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2| 第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第三十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三一条、第一百五一条、第一百六一条、第一百八一条及び第一百九一条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と、同法第一百八一条中「裁判長」とあり、及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第三十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八一条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めべき場合
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第一百八一条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2| 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧する

ことができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3| 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4| 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第三十四条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第三十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

第六章 罰則

第三十五条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき^一

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき^一

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十五条又は前条第一号 一億円以下の罰金刑

二 前条第二号 同条の罰金刑

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（違反広告に係る措置命令等） 第七十二条の五（略）</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項又は第六十八条の規定に違反する広告（次条において「特定違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者（同法第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>（損害賠償責任の制限）</p> <p>第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第五号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。</p>	<p>（違反広告に係る措置命令等） 第七十二条の五（同上）</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項又は第六十八条の規定に違反する広告（次条において「特定違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者（同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>（損害賠償責任の制限）</p> <p>第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。</p>

○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）<u>第二条第十号</u>に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p>（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）</p> <p>第十九条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）<u>第二条第六号</u>に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穩の侵害があつた場合における<u>特定電気通信</u>による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。</p> <p>（特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律の特例）</p> <p>第四条 <u>特定電気通信</u>による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律<u>第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）</u>のほか、<u>特定電気通信</u>役務提供者（<u>同法第二条第四号に規定する特定電気通信</u>役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、<u>特定電気通信（同法第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。第一号において同じ。）</u>による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（<u>同法第二条第五号に規定する発信者</u>をいう。第二号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穩の侵害があつた場合における<u>特定電気通信</u>役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。</p> <p>（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例）</p> <p>第四条 <u>特定電気通信</u>役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律<u>第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）</u>のほか、<u>特定電気通信</u>役務提供者（<u>同法第二条第三号に規定する特定電気通信</u>役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、<u>特定電気通信（同法第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。第一号において同じ。）</u>による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（<u>同法第二条第四号に規定する発信者</u>をいう。第二号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償</p>

の責めに任じない。
一〇三 (略)

の責めに任じない。
一〇三 (同上)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第九十一条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正）</p> <p>第九十一条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。</p> <p>第十八条を第十九条とする。</p> <p>第十七条中「及び第四十条」を「、第四十条及び第四十二条の二」に改め、同条を第十八条とする。</p> <p>第十六条の次に次の一条を加える。</p> <p>（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）</p> <p>第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に</p>

(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正)

第九十二条 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一編第八章」の下に「(第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。)」を加え、「同法第三百三十三条の二第二項」を「同条第三項」に改め、「記録中」との下に「、「」について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法

関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「中」とあるのは「」の記録中」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

第九十二条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を次のように改正する。

(同上)

第三百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」とを加え、「訴訟記録等」を「訴訟記録等の存する」に、「」と、同条第七項を「の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項に改める。

第三十二条中「第九十九条、第一百一条」を「第一百一条、第一百一条、第一百二条の二」に、「、第一百八条及び第一百九条」を「及び第一百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「総務大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。

第三十四条中「第一百九条」を「第一百条第一項」に改める。

(新設)

(新設)

○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等 <u>への対処に関する法律の特例（第十六条）</u></p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の特例を定めるとも</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例（第十六条）</p> <p>第四章・第五章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の特例を定めるとも</p>

に、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

第三章 特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律の特例

第十六条 特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第四条の場合のほか、特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第二号第四号の特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、特定電気通信（同法第二条第一号の特定電気通信をいう。第一号において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同法第二条第五号の発信者をいう。第二号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一～三 (略)

に、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

第十六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第四条（第一号に係る部分に限る。）並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第四条の場合のほか、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二号第三号の特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。）は、特定電気通信（同法第二条第一号の特定電気通信をいう。第一号において同じ。）による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同法第二条第四号の発信者をいう。第二号及び第三号において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一～三 (同上)

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十七章（略）</p> <p>第十八章 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正（第九十九条）</p> <p>第二節 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第二百一条・第二百二条）</p> <p>第三節 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備（第二百一条の二）</p> <p>第十九章～第三十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八章 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正</p> <p>第九十九条 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第三十四条」</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十七章（同上）</p> <p>第十八章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正（第九十九条）</p> <p>第二節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第二百一条・第二百二条）</p> <p>第十九章～第三十四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第十八章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正</p> <p>第九十九条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第二十条」に</p>

を「第二十一条―第三十五条」に、「第三十五条―第三十八条」を「第三十六条―第三十九条」に改める。

第二条第九号中「第二十六条第二項第二号」を「第二十七条第二項第二号」に改め、同条第十四号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第九条第四項中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十二条の見出しを「（非電磁的事件記録の閲覧等）」に改め、同条第一項中「発信者情報開示命令事件の記録」を「非電磁的事件記録（発信者情報開示命令事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）」に、「、その」を「又はその」に改め、「又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付」を削り、同条第二項及び第三項中「発信者情報開示命令事件の記録」を「非電磁的事件記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第十二条の二（略）

（事件に関する事項の証明）

第十二条の三（略）

第三十八条第一号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第二号中「第二十四条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第一号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同条を第三十七条と

改める。

（新設）

（同上）

（同上）

（同上）

（同上）

（新設）

（新設）

（新設）

する。

第三十五条中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改め、第五章中同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十九条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一項中「第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条」を「第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条又は第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条中「第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条」を「第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第一号中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条第二項第三号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第一項第一号中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、第四章中第十九条を第二十条とする。

(削る)

第十八条の見出し中「適用除外」を「適用関係」に改め、同条中「第四十条」の下に、「第四十二条」を加え、同条に次の一項を加える。

2 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第十七条第一項」とする。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「申立てその他の申述」を「申立て等」に改め、「(平成八年法律第九号)」及び「(第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。)」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三百三十三條第三等(訴訟記録又は	訴訟記録	発信者情報開示命令事件(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等)の対処に関する法律第二

(新設)

第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出し中「適用除外」を「適用関係」に改め、同条中「第四十条」の下に、「第四十二条」を加え、同条に次の一項を加える。

2 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「特定電気通信提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七条第一項」とする。

(同上)

(同上)

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	発信者情報開示命令事件(特定電気通信及び発信者情報の開示に関する法律第二

(略)	(略)	(略)	第百三十二條の四 第一項の 処分の申 立てに係 る事件の 記録	第百三十三号に規定する発信者情報開示 命令事件
			中	の記録中
<p>第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。 (電子情報処理組織による申立て等)</p>				

(同上)	(同上)	(同上)		第百九号に規定する発信者情報開示 命令事件
			(同上)	(同上)
<p>第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。 (電子情報処理組織による申立て等)</p>				

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「もの」（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「第三百三十二条の二第二項」とあるのは「特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十二条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三（第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第三百三十三条の二第二項」とあるのは「特定電気通信による情

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「もの」（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「第三百三十二条の二第二項」とあるのは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三（第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第三百三十三条の二第二項」とあるのは「特定電気通信役務提供

報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第三百三十三条の三第一項」とあるのは「特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第二節 特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第二百条 前条の規定による改正後の特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十二条の三の規定は、施行日以後に開始される発信者情報開示命令事件に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された発信者情報開示命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第二百一条 第九十九条の規定による改正後の特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第十七条の規定は、施行日以後に開始される発信者情報開示命令事件における同条第一項に規定する申立て等について適用する。

第三節 特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備

第二百一条の二 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第

者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第三百三十三条の三第一項」とあるのは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第二節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第二百条 前条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十二条の三の規定は、施行日以後に開始される発信者情報開示命令事件に関する事項の証明について適用し、施行日前に開始された発信者情報開示命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第二百一条 第九十九条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七条の規定は、施行日以後に開始される発信者情報開示命令事件における同条第一項に規定する申立て等について適用する。

(新設)

号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第三十五条」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第三十六条」に改める。